

東日本大震災に係る 3 月以降の対応について

1 一部負担金

東日本大震災で被災された加入者が医療機関等の窓口で支払う医療費に係る一部負担金の免除期間について、次のとおり延長する。

原発事故による警戒区域等の被災者	平成 25 年 2 月 28 日まで
その他の被災者（住居の全半壊等）	平成 24 年 9 月 30 日まで

すでに交付されている免除証明書については、有効期限が「平成 24 年 2 月 29 日まで」と記載されているが、平成 24 年 3 月 1 日以降も引き続き使用可能。

2 特定健康診査等

東日本大震災で被災された船員保険加入者が平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に受診された生活習慣病予防健診、特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額について、平成 23 年度に引き続き還付する。